

大阪グリーントラスト基本構想への意見

1. グリーントラスト制度は、自然環境保全の一方策であるが、実際に活用する場合、既存の法令のみで対応すべきか、それとも、この新しい制度を適用すべきかの判断はどこでおこなうのか。
2. 保全対象緑地等の選定はどこでおこなわれるのか。

例えば、大阪府などの調査により、客観的に保全の必要ありと判断した箇所を対象とするのか。また、地域での自然保護運動のおこっている地域がある場合、関係者の申し出に応じて、グリーントラスト制度を発動することは可能なかどうか。

報告書にも述べられているように、大阪は原生的な自然環境が非常に少なく、大半がスギ、ヒノキ林や二次林などである。そのため、ある緑地のもつ価値は学術的価値などの客観的価値よりも、地域住民の主観的価値に基づいていることが多く、地域選定については、地域の自然保護団体、地域住民などの参加が必要と考えられる。
3. 上記と関連して、地域の自然保護団体、自然関係団体との連携をひとつの大事な要素として位置づけてほしい。

それは、ひとつには、グリーントラスト制度を実現するにあたって、これから事例研究が必要になってくると考えられるが、そのときに地域の団体の活動経験と情報は不可欠なものとなると考えられるからである。

また、地域の自然保護の活動には単に自然を観察する、守るというだけの活動ではなく、自然を核にした自発的な地域づくり運動という性格もある。したがって、グリーントラスト制度が真に有効なものとなるためには、市民、府民参加の街づくりという点でグリーントラスト制度をどうとらえるかという検討とともに、地域住民団体の考え方、意見を活かせるようなシステムが必要と考えられるからである。

さらに、保全契約締結後、管理ボランティアを導入するにあたって、地域に根ざし、対象地域の保全に理解と熱意のある人材を集めなければ、継続と発展は望めないと考えられる。その意味でも、地域の自然保護団体の存在は重要な要素である。
4. 自然の少ない地域において、緑化という手段が述べられているが、場合によっては、潜在植生の「回復」なども試みてよいのではないだろうか。表現の問題かもしれないが、幅をもたせてほしい。
5. 対象地域とし農耕地も盛り込めないだろうか。里山とため池、農耕地は有機的な繋がりをもっており、山の自然と平野の自然を一体として保全していくためには、農耕地を対象地とするか、なんらかの形で位置付けていくことが必要である。
6. 保全する自然はただ単に残すだけでなく、炭焼き、クラフトなど自然を活かした産業への利用も兼ねられるような余裕がほしい。
7. 以上の他にも、さまざまな問題点、ケースが発生すると考えられる。システムはいろんな事態に対応できるよう柔軟なものであってほしい。

以上